

## 【共通事項】

### 1. 入札参加資格

- (1) 令和6・7・8年度大阪市入札参加有資格者名簿（工事）に当該案件に応じた種目で登録されていること
- (2) ① 公告本文に定める入札参加資格をすべて満たすものであること  
② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること  
③ 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと  
④ 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (3) 入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き開札日現在による。
- (4) 入札参加資格の審査は、開札後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。
- (5) 本市の指定する期限までに、公告本文に定める入札参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）を提出できること

### 2. 入札参加手続等

- (1) 入札は紙により行う。郵便等は認めない。
- (2) 入札の辞退  
入札書を投入後の辞退は認めない。
- (3) 入札予定価格・入札参加者・最低制限価格（地方自治法施行令第167条の10第2項で規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）・調査基準価格（地方自治法施行令第167条の10第1項で規定する場合の調査の基準となる価格をいう。以下同じ。）の公表  
落札者決定後に大阪市ホームページにおいて公表する。
- (4) 仕様書等の取得方法  
公告本文にて定める。
- (5) 仕様書等に対する質問  
質問、回答の日時、方法について公告本文にて定める。
- (6) 上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文にて定める。

### 3. 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合、そのうちの1者しか参加できない。

- (1) 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合  
① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合  
② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
    - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
      - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
      - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
      - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
      - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
    - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
    - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
    - 4) 組合の理事
    - 5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
  - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 以下のいずれかに該当する2者の場合
- ① 組合とその構成員
  - ② 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
  - ③ 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (4) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合  
上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 4. 入札の方法等

- (1) 入札日時・場所は公告本文にて定める。開札は、入札の終了後、直ちに当該入札の場所において行う。
- (2) 入札参加者がいない場合は、当該入札を取り止める。
- (3) 入札書の提出
  - ① 入札書は、入札金額、住所、会社名、氏名等、必要な事項がすべて記入され、届け出た使用印鑑が押印されたものを有効なものとして取り扱う。
  - ② 代理人（委任状が必要）が入札を行う場合、入札書には、委任者の住所、会社名、氏名等を記入し、かつ、代理人の氏名を記入し、押印すること。委任状の様式は自由だが、委任者は届け出た使用印鑑を押印し、受任者は入札で使用使用する印鑑を必ず押印すること。
  - ③ 入札書に記載する金額は、総額（長期継続契約対象案件の場合は期間の総額、概算契約案件の場合は予定数量による総額）を記載すること。ただし、これによらない場合は、公告本文で別に定める。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
  - ④ 入札書の記入は注意して正確に行い、確認を行ってから入札を行うこと。
  - ⑤ 入札書は、公告本文に定めた時間までに指定の入札箱に投入すること。
  - ⑥ 投入された入札書は訂正、再提出又は撤回をすることはできない。

#### 5. 再度入札

- (1) 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を直ちに行う。なお、回数については基本1回とする。その方法については、その都度本市から指示する。再度の入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。
- (2) 再度入札となった場合、初度入札に使用した印鑑が必要となるが、持参できないときは委任状を提出し、代理人による入札をすることができる。（上記4. (3)②参照）

## 6. 入札の無効

次の場合のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再度入札に参加できない。

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 1に定める入札参加資格を有しない者がした入札
- (3) 大阪市建設局所定の入札書を用いないでした入札
- (4) 同一入札について、他の入札者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- (5) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格でした入札
- (6) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (7) 指定する日時までに資格審査資料を提出しなかった落札候補者がした入札
- (8) 低入札価格調査制度（地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による落札者を決定する制度をいう。以下同じ。）適用案件において、次の項目に該当する場合
  - ① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料（以下「根拠資料」という。）を提出しなかった落札候補者がした調査基準価格を下回る価格の入札
  - ② 価格による失格基準を設定する案件において、同基準を下回る価格の入札
- (9) 3に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

## 7. 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。なお、予定価格の制限の範囲内で同価格の入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって第3位までの審査順位を決定する。ただし、第4位以降の審査順位を定める必要がある場合は、当該入札者に通知し、第3位までと同様にくじによって審査順位を定める。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 前号で規定する審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ① 当該落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
  - ② 当該落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。
- (5) (3)の入札参加資格の審査にあたっては、落札候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、開札日（(4)②において新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪市がやむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
- (6) (4)②の手続きにより落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

- (7) 開札後から落札決定までに、いずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
- (8) 開札後から落札決定までの間に、入札参加者が次の項目に該当した場合は入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。
  - ① 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている
  - ② 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
- (9) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。辞退した場合は、入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行う。

## 8. 低入札価格調査

- (1) 低入札価格調査制度適用案件において、落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格（価格による失格基準を設定している場合は、調査基準価格を下回り、かつ価格による失格基準以上の価格）である場合は、7(3)の入札参加資格の審査とあわせて低入札価格調査を行う。
- (2) (1)の調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、7(4)②の手続きにより落札者を決定する。なお、新たな落札候補者の入札が調査基準価格を下回る価格（価格による失格基準を設定している場合は、調査基準価格を下回り、かつ価格による失格基準以上の価格）である場合は(1)の調査を行うものとし、以後同様の手続きを繰り返す。
- (3) (1)の調査のため、落札候補者は、本市の指定する期限までに別途定める根拠資料を提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。ただし、期限までに理由書（落札候補者用）を提出し、大阪시가やむを得ないと認めた場合は停止措置は行わないものとする。
- (4) 提出された低入札価格根拠資料について本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じなければならない。応じない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。

## 9. 落札の決定日

原則として、落札の決定日は入札日（再度入札の場合は、その入札日）の翌日から起算して5日（大阪市における執務の休日を除く。）後とする。ただし、これによらない場合は、公告本文で別途定めるものとする。なお、入札参加資格の審査対象者が複数生じた場合及び低入札価格調査を行う場合等は、必要な審査・調査を行ったのち決定するものとする。

## 10. 審査順位の公開

開札の結果は、全ての入札参加者の名称及び入札金額を記載した入札経過調書により公表するものとする。ただし、談合情報等による保留の場合はこの限りでない。

## 1 1. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除  
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合は、履行期間内に支払うことが見込まれる総額））の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金  
契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を 1 年当たりの額に換算した額（契約期間が 12 月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額）の 100 分の 10 以上納付  
ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。  
また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
  - ① 落札者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
  - ② 落札者が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これをすべて過去 2 年間の間に誠実に履行したと認められるとき。ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
  - ③ 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、予定総額）が 500 万円未満であるとき

## 1 2. その他

- (1) 低入札価格調査制度を適用する場合、又は、最低制限価格を設ける場合は公告本文に明示する。
- (2) 提出された資格審査資料及び根拠資料等は、入札に関する調査以外に使用しない。
- (3) 契約条項を示す場所 建設局業務委託入札案件の「公告（公募）文その他添付書類」欄
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 大阪市側の都合等により、必要と認めるときは当該入札を延期又は中止することがある。
- (6) 仕様書等に対する質問への回答は、システム上の問題等により、回答の掲載が公開時間に遅れる場合もある。
- (7) 入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように充分留意すること。
- (8) 落札の決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
  - ① 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
  - ② 大阪市契約規則第 32 条第 2 項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるとき
- (9) 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (10) この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、事後審査型制限付一般競争入札の手引、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。